

新型コロナウイルス（COVID-19）への対応について 野外教育ガイドライン（宿泊プログラム）

千葉YMCA「ガイドライン」の基本的な方向性

- ① YMCA 活動における新型コロナウイルス感染のリスクを最大限に低減させる。
- ② YMCA がめざすポジティブネットのある社会創造とつながりの持続可能性を目指す。
- ③ YMCA 活動に参加するすべての人々の命の安全と心身の健康を守る。

◆感染防止の基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の基本である①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いを中心とし、感染対策に取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や参加者等の導線や接触等を考慮・リスク評価を行い、場面に応じた対策を検討する。
- (3) 職員・ボランティアリーダーなど事業に携わる全ての人に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。

◆具体的な感染防止対策

(1) 朝の検温と健康チェックの実施。以下の症状がある方は参加を控える又は相談する。

- ① 発熱※（平熱より高く、体調不良を感じる場合についても該当するものとする）
- ② 倦怠感
- ③ 呼吸器の症状（息苦しさ）
- ④ 喉の痛み
- ⑤ 咳
- ⑥ 味覚嗅覚がない
- ⑦ その他新型コロナウイルスの症状に当てはまるもの

(2) 手洗い・消毒の実施

- ① ご飯やおやつを食べる前

- ② プログラムから屋内に戻ってきた時
- ③ 怪我や体調を崩した等の救護活動前後
- ④ トイレ後

(ハンカチのシェアによる感染を予防する為、手洗い後は自分のハンカチ、或いはYMCAで用意した使い捨てペーパータオルを使用致します。)

(3) マスクの着用について

- ① 施設内外の移動時はマスク着用を原則とする。(気温などによる例外もあり)
- ② プログラム中のマスク着用については、感染症以外のリスクを誘発しかねない為、外すことがある。
- ③ 大人(スタッフ・保護者・ボランティアリーダー)は、マスクの着用を原則とするが、プログラムの内容により外す場合がある。

令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となる旨、厚生労働省より発表されていますが、春季宿泊プログラムについては過去の手法を基本に進めさせていただきます。

(4) 3つの密を避ける(密閉空間・密集場所・密接場面)

- ① 密接場面をできるだけ作らない
- ② 密集場所をできるだけ避ける
- ③ 密閉空間とならないよう換気をする
(活動中はなるべく分散し、こまめな消毒、身体的距離の確保に努める。)

(5) 活動場所について

- ① 密集を避けるため広い場所を使うようにする
- ② 屋内プログラムの場合は窓を開ける、換気扇を回す等、換気をした状態で活動をする
※常時開放が難しい場合は1時間に5~10分程換気をする
- ③ 食堂やお風呂など密集しやすい場所については、現地施設と調整し密集しないように配慮する。
- ④ 宿泊部屋は窓を開けるなど換気を徹底する。(冬場も同様)
- ⑤ 宿泊人数を減らし、密空間を作らないように配慮する。

(6) 事前対策(各ご家庭への依頼)

- ① プログラム当日までに感染者との接触情報や接触の疑いが確認された場合には、YMCAの判断によりプログラムへの参加を認めない場合がある。
- ② プログラム当日から逆算し、2週間前からの健康状態及び行動場所などを注視していただく。(職員・ボランティアリーダー含む)

(8) キャンプのプログラム中の対策

- ① 大声を上げるようなプログラムは極力実施しませんが、歌のプログラムについては下記の対策を取り実施をいたします。
 - ・マスクの着用
 - ・歌う向き（同じ方向を向く。キャンプファイヤーなどの場合は距離が保たれている為その限りではない）
- ② キャンプ期間中の朝・晩に引率スタッフによる検温を実施致します。検温の際にはYMCA でご用意した非接触型の体温計を使用し、必要に応じて保護者様にご連絡を致します。

★上記内容以外にも利用する施設において、新型コロナウイルス感染症に対する対策が実施されております。それぞれの施設と YMCA 間で最善の対策を練り、プログラムを実施してまいります。

◆その他

(1) 偏見・差別について

新型コロナウイルス感染への不安や怖れによって特定の人や地域、職業などに対して偏見を持つ、嫌悪する、差別をするなどの行為は避けなければなりません。

YMCA では、差別につながる以下のような言動や意思表示をいたしません。

- ① 特定の人、地域、国籍、職業などに対し「危ない」「悪い」というレッテルをはる
- ② 上記の人などに対し、侮辱する、不快感を与える言動をする
- ③ 上記の人などに対し、犯罪者扱いをする、敵意を向ける
- ④ ウイルスの流行を理由に仲間外れにする
- ⑤ 定かではない情報や噂を広める

**安全のために、はなれていても
わたしたちはつながっています**

【本ガイドラインの有効期限】

新型コロナウイルス感染症の収束状況を見て判断をします。上記対策実施中においても、新たな情報や感染状況に応じて改定をすることがあります。